

# 国立大学法人群馬大学学長アドバイザーボード規程

令和 4. 3. 1 制 定

## (趣 旨)

第1条 この規程は、国立大学法人群馬大学に学長アドバイザーボードを置き、学長アドバイザーボードについて必要な事項を定める。

## (任 務)

第2条 学長アドバイザーボードは、本学の運営、教育研究及び社会貢献等に関する事項について、学長の諮問に応じて助言を行う。

## (組 織)

第3条 学長アドバイザーボードは、学長が委嘱するアドバイザーを委員として組織する。

2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

## (事 務)

第4条 学長アドバイザーボードの事務は、関係部課等の協力を得て、総務部総務課において処理する。

## (規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、学長が行う。

## (雑 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、学長アドバイザーボードの運営に関し必要な事項は、学長が定める。

## 附 則

この規程は、令和4年3月1日から施行する。